

ユニット型指定介護老人福祉施設 第三光が丘ハウス運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が老人福祉法に規定する老人福祉施設として設置経営する特別養護老人ホーム第三光が丘ハウス（以下「施設」という。）が行うユニット型指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入居者に対し、適切なユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 第三光が丘ハウス
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 22 字 7 の 1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、及び員数)

第4条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者） 1 名
- 二 事務員 1 名以上
- 三 介護支援専門員 2 名
- 四 生活相談員 1 名以上 （常勤 1 名以上）
- 五 介護職員 2 3 名以上 （常勤換算）
- 六 看護職員 4 名以上 （常勤換算：常勤 1 名以上）

七 機能訓練指導員	1 名以上
八 管理栄養士	1 名以上
九 調理員	(業務委託)
十 医師	1 名 (常勤以外で兼務)
十一 歯科衛生士	1 名

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長は、施設と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 事務員は、介護報酬等の請求等を含む施設会計の出納事務を適切かつ効率的に行う。
- 三 介護支援専門員は、入居者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有し、入居者からの相談に応じ、及び入居者がその心身の状況等に応じ適切な施設サービスを利用できるよう調整等を行い施設サービス計画を作成し、適切な介護支援サービスを行う。
- 四 生活相談員は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、入居者又はその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業所等他の機関との連携を行う。
- 五 介護職員は、心身の状況等を的確に把握し、適切な援助又は介護を行う。
- 六 看護職員は、健康状態を的確に把握し、健康保持、予防のために適切な措置を行う。
- 七 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- 八 管理栄養士は、献立の作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- 九 調理員は、身体 の状況等を勘案し、適切な調理を行う。
- 十 医師は、入居者に対して、健康管理および療養上の指導を行う。
- 十一 歯科衛生士は、職員に対して入居者の口腔機能維持管理に関する技術的助言及び指導を行う。また、入居者に対し直接口腔ケアも行う。

第3章 入居定員

(入居の定員)

第6条 施設の入居定員は、70名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第7条 ユニットの数及びユニットごとの入居定員は以下のとおりとする。

一 ユニット数 7ユニット

二 ユニットごとの入居定員

ユニット名	なのはな	10名
	れんげ	10名
	やまぶき	10名
	梅の木	10名
	柚子の木	10名
	桃の木	10名
	柿の木	10名
	合 計	70名

(定員の順守)

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業者は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。

2 事業者は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。

3 事業者は、施設サービスを求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(入退居)

第10条 事業者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービス提供を行う。

2 事業者は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

3 事業者は、入居申込者の入居に際し、その者の心身の状況、病歴等の把

握 に努める。

4 事業者は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入居定員及び居室 定員を超えて入居させてはならない。

5 事業者は、入居申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。

6 事業者は、入居者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その検討にあたっては、介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。

7 事業者は、入居者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、入居者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。

8 事業者は、入居者の退居に際し、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第11条 事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、入居者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第12条 ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該ユニット型指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる支払いを入居者から利用料として受けることができる。

一 居住費

ユニット型個室（室料・光熱水費） 2,070円（1日当たり）

ただし、居住費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

二 食 費（食材料費・調理費用） 1,500円（1日当たり）

ただし、食費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

三 預り金管理料（1ヶ月） 1,500円

四 予防接種費用 要した費用の実費

五 前項に掲げるものの他、入居者の希望により日常生活で通常必要となる

ものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められる費用。

レクリエーション費用（一泊旅行、屋外行事等） 要した費用の実費。

3 前項の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

4 新たな費用が発生した場合等は、その額を基礎として第2項の費用の内容及び金額を変更することがある。

5 前項の変更を行う場合には、変更の1ヶ月以上前に入居者又はその家族に対し事前に変更内容や費用を文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

6 前項の費用の支払いは、入居者又はその家族により、現金又は口座引き落としにより指定期日までに受ける。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

（サービス計画の作成）

第14条 施設長（管理者）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 介護支援専門員は、解決すべき課題に基づき、サービス提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対し説明及び同意を得る。

5 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後も、サービス提供に当たる他の職員と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

（サービスの取り扱い方針）

第15条 事業者は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び

生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。

2 事業者は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 事業者は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 事業者は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。

5 施設の職員は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められた時は理解しやすいように説明する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

(身体拘束の廃止)

第16条 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入居者の行動を制限しない。

2 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するか十分検討する。

3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、入居者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

6 事業者は、「身体拘束廃止委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

7 事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

8 事業者は、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(介護・支援)

第17条 介護は各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行う。また、歯科衛生士の助言、指導を受けて口腔ケアを実施する。

2 事業者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行えるよう適切な支援を行う。

3 事業者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。

4 事業者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 事業者は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するため、褥瘡予防対策担当者を決め、また、褥瘡対策チームを設置し、職員研修を実施する。

8 事業者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

9 事業者は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

10 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が医療関係者との連携等の条件の下にたんの吸引等を実施する。

(*) たんの吸引等：口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養。(但し、経鼻経管栄養、気管カニューレ内部の喀痰吸引は当施設を除く。)

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して食事を摂ることができる時間を確保し、共同生活室（リビング）または居室や交流スペースなど、入居者の意思を尊重した場所で食事が摂れるよう支援する。

2 食事の時間はおおむね以下の通りとする。

一 朝食 午前7時30分～

二 昼食 午後0時～

三 夕食 午後5時30分～

(相談及び援助)

第19条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を設ける。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が困難である場合、その者の同意を得て代行する。

3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族の交流等の機会を確保する。

4 事業者は、入居者の外出の機会を確保する。

(機能訓練)

第21条 入居者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 医師(嘱託医)又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(入院期間中の取り扱い)

第23条 入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるようにする。

第5章 施設の入居に当たっての留意事項

(外出及び外泊)

第24条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第25条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第26条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第27条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

- 第28条 事業者は、入居者の心身の状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、出来るだけ速やかにその家族に連絡する等必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、緊急時等に際して採った措置について記録するとともに、従業員に対し回覧する等、周知徹底を図ります。
 - 3 事業者は、緊急時等の対応のための従業員に対する研修を、定期的又は随時行います。
 - 4 事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 防災対策は、消防計画等に基づき、管理体制を確立し、地域との協力体制を維持し、定期的に避難、救出訓練を実施する。
- 2 消防用設備及び避難設備等の点検は、月1回自主点検を実施し、年2回委託業者により総合及び機能点検を実施する。
 - 3 危険物の管理は、月1回自主検査を実施し、委託業者により法定検査を

実施する。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(入退居の記録の記載)

第30条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を介護保険被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第31条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第32条 事業者は、入居者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定める。

2 入居者が安心して日常生活を送れるよう、継続を重視したサービスの提供に配慮する。

3 施設の従業者によってサービスの提供をする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 職種別研修 随時

(褥瘡対策等)

第33条 事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第34条 事業者は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行う。

2 事業者は、感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 事業者は、感染対策委員会を少なくとも3月に1回程度定期的に開催

するとともに、必要に応じては随時開催する。また、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。

- 二 事業者は、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に定めるものの他、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする入居者のための協力病院、協力歯科医療機関は以下の通りに定める。

協力病院	福井県鯖江市旭町4-4-9 医療法人 寿人会 木村病院
協力歯科医療機関	福井県丹生郡越前町織田4-2-75 丹原歯科医院

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第37条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第39条 事業者は、入居者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五 成年後見制度の利用支援

2 従業者は、事業所内及び入居者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）その他の者により、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(苦情処理)

第40条 事業者は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する、入居者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付ける窓口を設置する。

2 事業者は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を得た場合は、当該指導または助言に従い、必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

4 事業者は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第41条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業者は、入居者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 4 事業者は、入居者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(地域との連携等)

第42条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

(会計の区分)

第43条 サービスの事業会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第44条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてもその完結の日から五年間保存する。

【記録の種類】

- ・ サービス計画書(保存期間5年)
- ・ 具体的なサービス内容の記録(保存期間5年)
- ・ 身体拘束についての記録(保存期間5年間)
- ・ (不正被保険者についての)市町村への通知(保存期間5年間)
- ・ 苦情内容等の記録(保存期間5年間)

- ・ 事故対応についての記録(保存期間 5 年間)
- ・ ほか(保存期間 5 年間)

※「完結の日」の考え方

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
サービス内容の記録、身体拘束についての記録
- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日
サービス計画書
- ・ 必要に応じて作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。
市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

3 上記保存期間経過後は、廃棄文書の機密に十分注意し、焼却、裁断等適切な方法で廃棄処分する。

第 4 5 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行する。
 この規程は、令和 1 年 1 0 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別添

預り金管理料 算出根拠

1 ヶ月当たり

人件費 1, 2 5 0 円 (毎月 1 時間)

通信費 2 0 0 円 (切手代、電話代)

事務用品印刷費 5 0 円 (ファイル代、印刷費等)

合 計 1, 5 0 0 円